

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則                      (コンプライアンス総括責任者)                      第6条 (略)                      2 総括責任者は、学長が指名する<u>副学長</u>をもって充てる。                      (組織)                      第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) <u>副学長</u> 4人                      (3)～(6) (略)                      (委員長及び副委員長)                      第12条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長をもって充て、副委員長は、第6条第2項の<u>副学長</u>をもって充てる。                      2・3 (略)                      (報告)                      第13条 (略)                      2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、当該業務を掌理する<u>副学長</u>に報告しなければならない。                      3 前項の報告を受けた<u>副学長</u>は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。</p>	<p>本則                      (コンプライアンス総括責任者)                      第6条 (略)                      2 総括責任者は、学長が指名する<u>理事</u>をもって充てる。                      (組織)                      第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1) (略)                      (2) <u>理事</u> 4人                      (3)～(6) (略)                      (委員長及び副委員長)                      第12条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長をもって充て、副委員長は、第6条第2項の<u>理事</u>をもって充てる。                      2・3 (略)                      (報告)                      第13条 (略)                      2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、当該業務を掌理する<u>理事</u>に報告しなければならない。                      3 前項の報告を受けた<u>理事</u>は、当該コンプライアンス事案のうち、重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。</p>	

附 則 (教規程第15号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。